

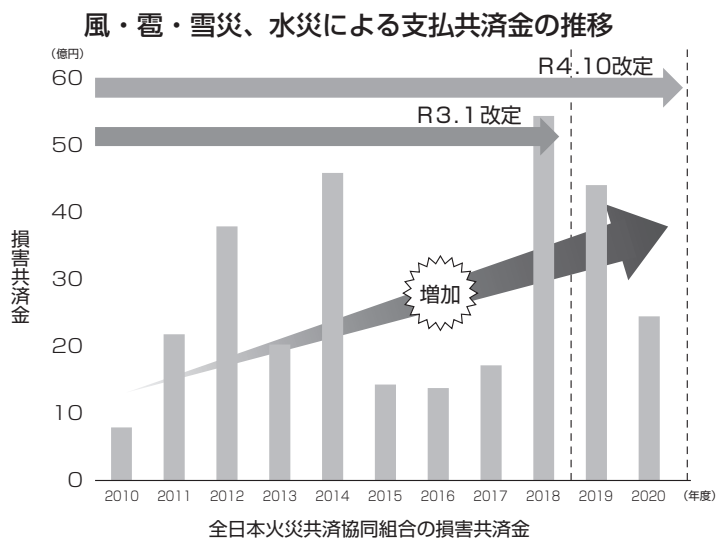
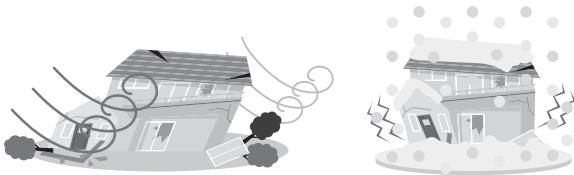
## 火災共済制度改定のご案内

いつも新潟県火災共済協同組合の火災共済をご利用いただきまして誠にありがとうございます。令和4年10月1日以降始期の契約につきまして火災共済の制度改定を行います。制度改定の概要をご案内いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 共済掛金の改定

#### (1) 自然災害増加を踏まえた共済掛金の改定

平成30年度までの自然災害の影響を反映した前回の改定以降も令和元年度台風15号による風災、台風19号による水災、令和2年度の爆弾低気圧による雪災といった大規模な自然災害が発生しており、そのため自然災害のリスクが一層高まっていることから共済掛金を改定いたします。



#### (2) 築浅割引率の改定

築浅物件は築年数が経過した建物よりリスクが低い実態にあります。こうしたリスク較差を共済掛金に反映するため、築浅物件を対象とした割引（建物のみ）を拡大いたします。

**割引率の拡大**

令和3年1月改定		令和4年10月改定	
築10年未満	最大 30%割引	築10年未満	最大 60%割引
築10年以上 築20年未満	最大 15%割引	築10年以上 築20年未満	最大 30%割引

#### (3) 地震危険補償特約の共済掛金の改定

確率的地震動予測地図に基づく直近の地震リスクを反映して、地震危険補償特約の共済掛金を改定いたします。

**改定前後の地震共済掛金（共済金額1,000万円）**

物件 種別	改定前		改定後	
	イ構造	ロ構造	イ構造	ロ構造
住家	5,300円	8,900円	5,300円	8,100円
非住家	7,800円	12,900円	7,700円	11,800円

## 2. 長期契約の共済期間の短縮（長期一括払・長期年払掛金の改定）

近年、地球温暖化等を1つの要因と考えられる大規模な台風や水害が頻発している影響から自然災害の将来予測について不確実な要素が増しているため、長期契約の共済期間を最長10年から5年に短縮することといたします。  
また、長期契約のリスクに応じた共済掛金を設定するため、長期一括払・長期年払掛金について改定いたしました。



## 3. 補償の見直しのポイント

### (1) 十分な共済金額の設定

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済金額は評価額を基準にご加入ください。

### (2) 家財等の動産の補償

建物だけの契約では「家財」等の動産は補償されません。別途、動産のご契約をご確認ください。

### (3) 地震補償・水災補償

万が一に備え、地震（昭和56年6月以降に建築された建物が対象）や水害などの自然災害に対する補償をご確認ください。

### (4) 新価補償契約

損害額を再取得費用でお支払いする新価補償契約をご確認ください。

### (5) 新総合火災共済

併用住宅物件について共済の対象を拡大し、設備・什器、商品・製品も対象となりました。新価補償をご希望の場合は新総合火災をご確認ください。

○このご案内は改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。

○火災共済は当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

## 新潟県火災共済協同組合

〒951-8063

新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502



新潟県火災共済協同組合 イメージキャラクター  
もしも戦隊「キョーサイジャー」